

さつきバス バス停の移設及び廃止について

令和元年、国土交通省から停留所の安全性確保調査依頼があり、調査の結果、可見市内では、バス停8カ所が対策を要すると判断されました。

安全性確保が必要とされるバス停は、バスが停留所に停車した際に交差点・横断歩道の前後 5メートル以内に車体がかかるバス停です。

全8カ所のうち、4カ所はバス停をそのままにするが停車位置を交差点から5メートル以上確保すること、2カ所は交差点から5メートル以上あけて移設すること、2カ所は経路上にバス停を移設できる場所がなかった為さつきバスの停留所を廃止し「電話で予約バス」のみの運行とすることで安全性を確保とし、対策を完了しています。

番号	停留所名	判定結果	安全対策実施状況
①	広見町(下り) 可見市広見地内	B	停車位置を交差点から5m以上の間隔を確保する。
②	村木(往路) 可見市広見地内	C	
③	広眺ヶ丘2丁目(下り) 可見市広眺ヶ丘一丁目地内	B	
④	羽生ヶ丘5丁目(上り) 可見市羽生ヶ丘五丁目地内	C	
⑤	羽生ヶ丘4丁目(上り) 可見市羽生ヶ丘三丁目地内	B	停留所を移設し、交差点から5m以上の離隔を確保する。
⑥	伊川(下り) 可見市広見地内	B	
⑦	打越(下り) 可見市塩地内	B	さつきバスの停留所を廃止し、電話で予約バスの運行のみとする。
⑧	下矢戸(上り) 可見市塩地内	B	

※判定結果

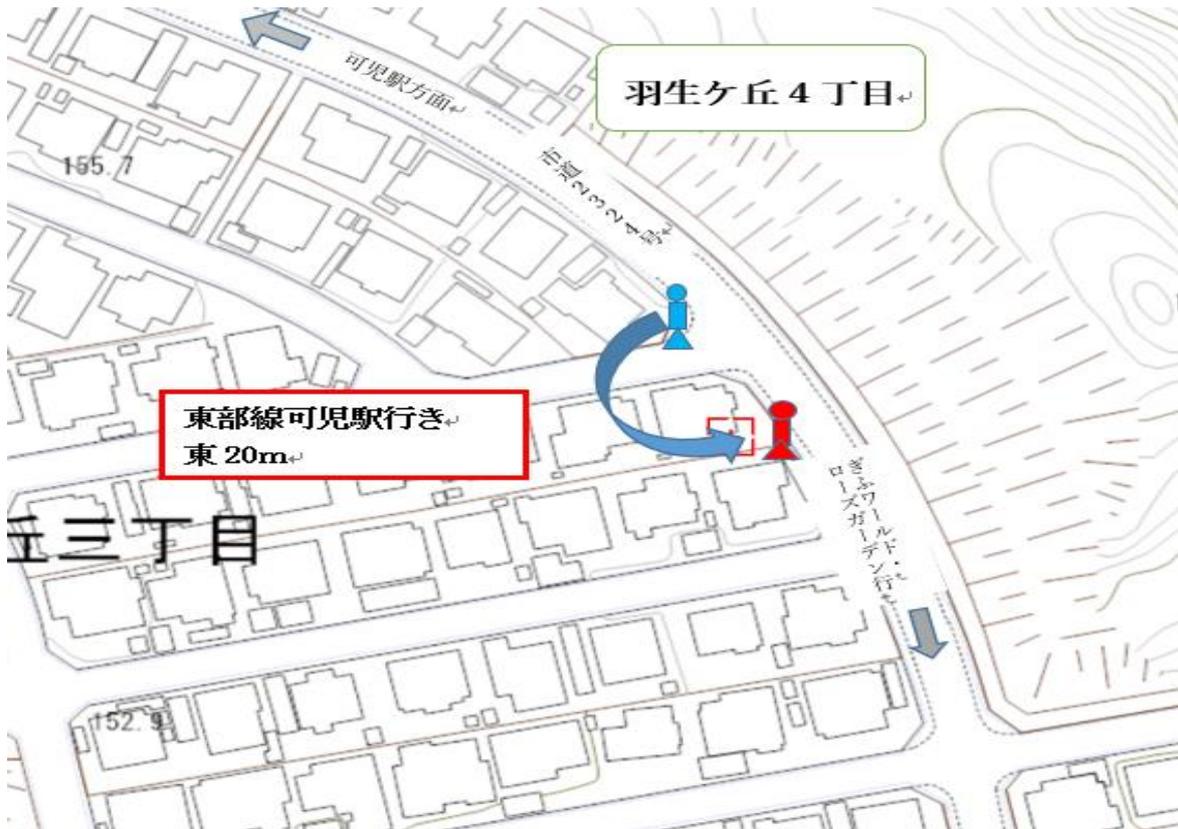
A: 過去3年以内に停車したバスが要因で人身事故が起きたり、停車した際に横断歩道に車体がかかるバス停。

B: A以外でバスが停車した際に、車体が交差点にかかったり、前後5m以内に横断歩道がかかるバス停

C: A・B以外でバスが停車した際に、車体の前後5m以内に交差点がかかるバス停

<移設したバス停>

⑤羽生ヶ丘4丁目(上り)



⑥伊川(下り)



<さつきバスの停留所を廃止したバス停>

新たな運行経路 

これまでの運行経路 

さつきバスとしては廃止されたが
今後も電話で予約バスの停留所 

新たに設置したさつきバス停留所 

廃止したさつきバスの停留所 

